

人権相談の現場から

外国人に関する相談

相談

在留資格の無いコロンビア人女性が、入院のため子どもを養育できないと福祉事務所に相談したら、「子どもを保護するには、警察か入管に通報しなければならない」と言われた。どうすればよいか。

事例

①

助言

福祉事務所と子ども家庭センターでは、児童養護施設への入所を検討しているのだと思われる。公務員の通報義務については、刑事訴訟法の239条2項に「犯罪があると思われるときには告発しなければならない」という内容の規定があり、また入管法62条2項は「強制退去の対象者であると思われる外国人を知ったときには入管局に通報しなければならない」旨の規定がある。

それと同時に、1989年11月10日の衆議院法務委員会での政府答弁では、「公務員の通報

事例

②

相談

在留資格の無いペルーア人女性が、妊娠したこと同棲していた同国の男性に告げると、「堕ろせ」と迫られた。それを断ると、住んでいたアパートから追い出され、出産費用もない、どうすればよいか。

助言

在留資格がないので国民健康保険に入加入できず、就労していないので社会保険にも加入できない。したがって出産育児一時金(30万円程度)を受け取ることができない。また、子どもの父親が経済的責任を果たすことでも、

義務と行政の本来の職務遂行とは、両者がもたらす結果のバランスを考慮すべきである」(米澤慶治法務大臣官房審議官)。また「とくに通報することによって人権擁護の職務が妨げられるような場合には、告発、通報しなくとも法違反にはあたらない(高橋欣一法務省人権擁護局長)」との見解を示している。

さらに、2003年4月更新の内閣府男女共同参画局のホームページおよび同年11月17日の法務省入国管理局長通知では比較衡量の議論を引用しており、事実上、女性相談所などに相談にきた不法滞在状態の女性を職員が通報しなくとも違法にはあたらない、との判断を示している。

今回のケースは入管法に関係するものであり、以上のような政府見解について、福祉事務所および子ども家庭センターに説明するように話した。また、場合によっては、福祉事務所への同行など、必要とされるサポートの用意があることを伝えた。

今すぐには望めない状態にある。

このようなときには、児童福祉法に基づく入院助産補助制度が利用できることがあり、その制度が適用されれば、指定病院で出産費用が減額、または免除される。自然出産でも帝王切開でもかまわない。

適用の条件は、前年度の所得税額が16,800円以下であること。非課税世帯または生活保護世帯であれば、出産費用は免除になる。

申請手続きは、居住地の福祉事務所で行う。かならず出産前に申請することを伝えた。

外国人に関する主な相談機関

【大阪府相談機関】

- 外国人相談コーナー

大阪市中央区大手前2 府庁本館1階総合府民相談室
TEL 06-6941-2297

【法人・NPO・NGO等相談機関】

- 財団法人よなか国際交流協会

豊中市北桜塚3-1-28 TEL 06-6843-4343

- 特定非営利活動法人多文化共生センター・大阪

大阪市北区堂島2-1-25 堂島アーバンライフ705
TEL 06-6344-1143

- 特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター

TEL 06-4395-0555

- 特定非営利活動法人多民族共生人権教育センター

大阪市生野区鶴橋2-18-11 TEL 06-6715-6600

- 特定非営利活動法人CHARM(チャーム)

大阪市北区浪花町10-14メゾン・ド・ゴトウ406
TEL 06-6374-6768

- 連合大阪なんでも相談センター

大阪市中央区北浜東3-14エルおおさか11階 TEL 06-6949-0005

- すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク(RINK)

大阪市中央区内本町1-2-13ばんらいビル602
TEL 06-6910-7103